

平成 17 年 5 月 19 日

各 位

会社名 株式会社三栄コーポレーション  
代表者 代表取締役社長 水谷裕之  
(JASDAQ コード 8119)  
問合せ先  
役職・氏名 執行役員総務部長 辛嶋伸生  
電話 03-3847-3500

## 取締役報酬制度の見直しについて

当社は、経営改革の一環として、本日開催の当社取締役会において、取締役報酬制度の見直しを行い、退職慰労金制度の廃止と株式報酬制度の導入を、平成 17 年 6 月 29 日開催予定の当社第 56 回定時株主総会に提案することを決定致しましたので、下記のとおり決定いたしました。

### 記

#### 1.目的

取締役報酬について、会社業績や株主価値との連動性をさらに高め、株主重視経営の徹底を図ることを目的とします。

#### 2.内容

成果主義や株主重視経営等の流れを踏まえ、固定的報酬である退職慰労金制度を廃止し、取締役に対しては、株式報酬制度を導入することにより、退職慰労金相当額を株主価値と連動する株式報酬へ組み替えます。

これにより、取締役報酬について、当社の株価や連結業績への感応度をより引き上げ、株価上昇によるメリットのみならず、株価下落によるリスクまでも株主と共有することにより、株価上昇および業績向上へのインセンティブ強化を図ります。

##### (1) 退職慰労金制度の廃止

退職慰労金制度を本年の定時株主総会終結の時をもって廃止し、当該取締役および監査役の在任期間に応じた退職慰労金の打ち切り支給の議案を本年 6 月の定時株主総会に諮ります。なお、本年定時株主総会終結時の時をもって任期満了につき退任する取締役を除く任期中の取締役および監査役に対する退職慰労金については、それぞれの退任時に支給することにいたします。

##### (2) 株式報酬制度の導入

取締役に対して、退職慰労金相当額を「株式報酬型ストックオプション（行使価額を 1 円に設定した新株予約権）」を割り当てることといたします。

株式報酬型ストックオプションについては、中長期の株主価値連動型報酬としての性格を明確にするため、割当てを受けた取締役は、原則として取締役在任期間中は権利行使ができません。

以 上